

益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金の流れ

	申請者		町（環境課）
交付申請	1 「令和〇〇年度益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金交付申請書」に関係書類を添付して環境課自然環境係に提出	→	受理
交付決定	郵送	←	交付申請書を審査及び現地を確認し、補助金の交付決定を行い、申請者に「令和〇〇年度益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金交付決定通知書」を送付
工事着手	2 交付決定の通知が届いたら、ストーブの設置工事に着手		
実績報告	3 ストーブの設置工事が完了したら「令和〇〇年度益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金実績報告書」に関係書類を添付して環境課自然環境係に提出	→	受理
確定通知	郵送	←	実績報告書を審査し、補助金の額を確定して、申請者に通知書を送付
交付請求	4 上記の補助金の額の確定が届いたら「令和〇〇年度益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金交付請求書」を環境課自然環境係に提出	→	受理
支払	補助金受領	←	指定の口座へ振込

※交付申請書後に申請の計画内容に変更が生じたときは、令和〇〇年度益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金計画変更」を速やかに環境課自然環境係に提出してください。

※補助金の交付を受けた方には、利用状況等の調査をお願いする場合があります。

令和 年 月 日

益子町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

令和 年度益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金交付申請書

令和 年度の益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助について益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金 円を交付されるよう、益子町補助金等交付規則第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、申請に係る書類審査のため、町税状況及び住民票の記載内容を調査することに同意します。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 位置図
- 4 ストーブの設置に関する見積書の写し
- 5 パンフレット等でシステムの形状、規格等が分かるもの
- 6 工事着手前の現況写真（新築の場合は設計図及び建築確認済証写し）
- 7 建築物の所有者が申請者でないときは、所有者の承諾書
- 8 その他町長が必要と認める書類

益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置事業計画書

補助事業の名称	益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置		
設置場所	益子町		
建築物所有者	住所 氏名		
補助対象経費	(内訳は1設備工事費のとおり) 円		
着手年月日	令和 年 月 日	補助金額	円
ストーブの概要	別紙のとおり	完了年月日	令和 年 月 日

1 設備工事費

総事業費	円	
補助対象 経費内訳	本体購入経費	円
		円
		円
		円
	工事に要する費用	円
	消費税	円
		円
	合 計	円

2 ストープの概要

設置対象 ストーブ	製造業者名	
	型式	
	使用燃料	1 木質ペレット 2 薪等
設置方法	設置場所	1 家屋 2 家屋兼店舗 3 その他

益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金収支予算書

収入金額	円
支出金額	円
差引残額	円

収入の部

(単位 ; 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	摘 要
住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金				
自 己 資 金				
計				

支出の部

(単位 ; 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	摘 要
補助対象設備費				
補助対象工事費				
計				

令和 年 月 日

益子町長 様

申請者 住 所 益子町
氏 名 印
電話番号

令和 年度益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金計画変更申請書

令和 年 月 日付益子町指令環第 号で交付決定通知のあった益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金について、次のとおり計画を変更したいので、益子町補助金等交付規則第8条の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更計画の内容

令和 年 月 日

益子町長 様

申請者 住 所 益子町
氏 名
電話番号

印

令和 年度益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助実績報告書

令和 年 月 日付け、益子町指令環第 号で令和 年度益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金の交付決定の通知があった益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助について、益子町補助金等交付規則第9条の規定により、その実績を報告します。

1 補助事業等

の施行場所 益子町

2 補助金額

3 着手年月日 令和 年 月 日

4 完了年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 対象ストーブの設置に関する領収書若しくは建物の売買契約書の写し

(3) 対象ストーブ設置完了後の写真

(4) 竣工検査の試験記録の写し

様式第5号（第11条関係）

令和 年度益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金交付請求書

金 円

令和 年 月 日益子町指令環第 号で額の確定の通知のあった令和 年度益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金を上記のとおり交付されるよう益子町補助金等交付規則第11条の規定により請求します。

令和 年 月 日

益子町長 様

請求者 住 所 益子町

氏 名 印

電話番号

添付書類

(1) 益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金交付確定通知書の写し

振 込 先	金融機関名		口座番号	
	支 店 名		ふりがな 口座名義人	

益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町が交付する住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助金(以下「補助金」という。)については、益子町補助金等交付規則(昭和48年規則第5号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、地球温暖化防止に向けて、化石燃料に代わるエネルギー資源を有効に利用するため、住宅用木質バイオマスストーブ(以下「バイオマスストーブ」という。)を設置する者に対し、その設置費用の一部を補助することにより、エネルギーに対する町民の関心を高め、新エネルギーの普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、バイオマスストーブとは、木質バイオマスを利用することにより、生活に必要なエネルギーとして供給する装置で、益子町に自ら居住するために用いる家屋(店舗等との併用を含む。)に設置するものをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となるバイオマスストーブは、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 未使用のものであること。
- (2) リースによる契約によるものでないこと。
- (3) 木質ペレット及び薪等を燃料とするものであること。

(補助対象経費の範囲)

第5条 補助金交付の対象経費は、バイオマスストーブの本体購入経費及び設置にかかる費用とする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 町内に住所を有し、居住していること。ただし、バイオマスストーブ設置後1年以内に町内に住所を有することが確実と認められる場合は、この限りではない。
- (2) 世帯員全員が町税等を完納していること。
- (3) 当該補助金の交付を決定した日以降に、補助の対象となるバイオマスストーブを設置する(補助の対象となるバイオマスストーブが付属する建売住宅については建物の引渡を受ける)こと。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費200,000円以上を要した場合の100分の10(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし50,000円を限度とする。

(協力)

第8条 町長は、補助金を受けてバイオマスストーブを設置した者(次条において「設置者」という。)に対し、必要に応じ環境モニターとして、バイオマスストーブに関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(維持管理)

第9条 設置者は、バイオマスストーブの適正な維持管理に努めるものとする。

(庶務)

第10条 補助金の庶務は、民生部環境課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。